

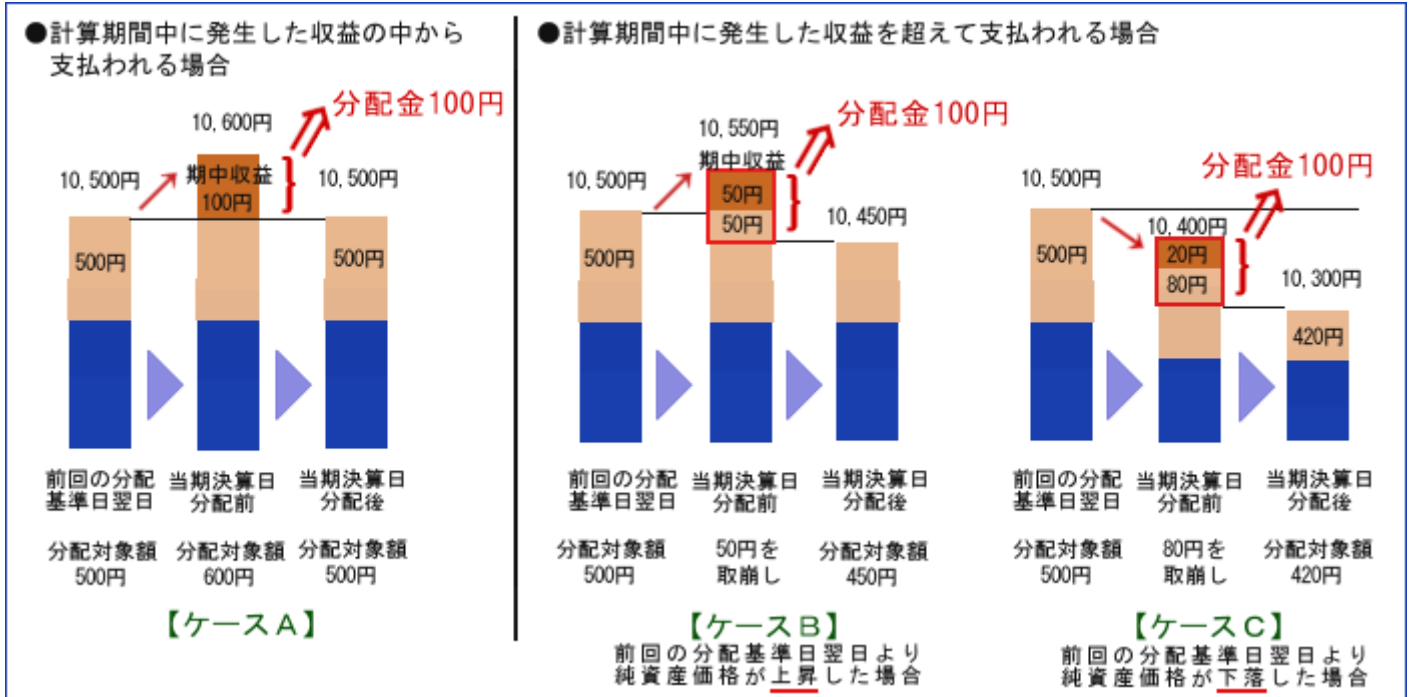
毎月分配型投資信託の収益分配金に関するご説明（外国投資信託）

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、純資産価格は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



分配金は、分配計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、その回の分配基準日翌日の純資産価格は前回の分配基準日翌日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

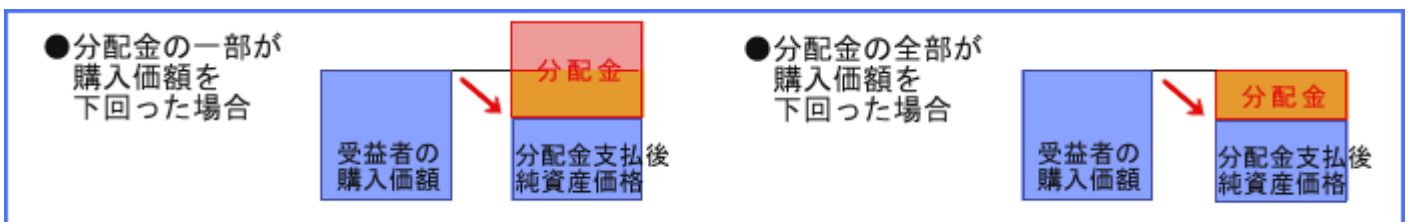


上図のそれぞれのケースにおいて、前回の分配基準日翌日から今回の分配基準日翌日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

- 【ケースA】分配金受取額100円＋今回の分配基準日翌日と前回の分配基準日翌日との純資産価格の差0円＝100円
- 【ケースB】分配金受取額100円＋今回の分配基準日翌日と前回の分配基準日翌日との純資産価格の差▲50円＝50円
- 【ケースC】分配金受取額100円＋今回の分配基準日翌日と前回の分配基準日翌日との純資産価格の差▲200円＝▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、純資産価格の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の純資産価格の増減額」の合計額でご判断ください。

受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。



※本リーフレットに記載された文言等、ご不明な点がございましたら、お取引店までお尋ねください。